

こどもの参加・意見表明、周知啓発 他市事例

自治体	条例	施行年月	条文抜粋（参加・意見表明）	条文抜粋（周知啓発）	取組内容
東京都武蔵野市	武蔵野市子どもの権利条例	令和5年4月	<p>（子どもの意見表明）</p> <p>第17条 子どもは、自由に自分の意見を表明することができます。</p> <p>2 子どもは、意見を表明したことによる不利益を受けません。</p> <p>3 子どもは、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切に、尊重します。</p> <p>4 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見を表明しやすい環境の整備に努めます。</p> <p>5 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、年齢、発達などの理由によって、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見を代弁するよう努めます。</p> <p>6 市、市民および育ち学ぶ施設の関係者は、子どもに関係のあることを決めるときは子どもの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもの最善の利益が優先されるよう考慮します。</p> <p>7 市は、子どもの意見の表明が促進されるよう、子どもの意見の表明を支援する人材の育成に努めます。</p> <p>（子どもの参加）</p> <p>第18条 子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができます。</p> <p>2 市は、子どもに関する施策と計画の決定、これらの実施結果の評価などを行うときはおとなと同じように子どもにも市民として意見を表明できる機会を設けるよう努めます。</p> <p>3 市は、子どもが市政に対して意見を表明し自ら施策の実現に関わるための多様な仕組みづくりに推進します。</p> <p>4 市民と育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの多様な社会参加に協力するよう努めます。</p> <p>5 市は、子どもが社会参加の楽しさを味わうことができるよう、子どもの社会参加を促進するための人材の育成に努めます。</p> <p>6 育ち学ぶ施設の関係者は、当該施設の運営と活動に子どもの意見を取り入れることまたは子どもが参加することもしくは決定に関わることができるよう努めます。</p> <p>7 市は、子どもの利用する公共施設について、その運営に子どもの意見が取り入れられ、または参加できる仕組みづくりに努めます。</p>	<p>（子どもの権利の普及啓発）</p> <p>第4条 市は、市民、育ち学ぶ施設の関係者および市職員に対し、子どもの権利の普及啓発を行います。</p> <p>2 市は、市民が子どもの権利について理解と関心を深めることができるよう、武蔵野市子どもの権利の日を定めます。</p> <p>3 武蔵野市子どもの権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中高生世代ワークショップTeensムサカフ <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市子どもの権利の日 ・紹介動画 ・リーフレット（かんたんばん・くわしい版） ・マスコットキャラクター「ミミワン」 ・こども向けニュースレター「こどものけんりってなぬに？」
東京都葛飾区	葛飾区子どもの権利条例	令和5年10月	<p>（子どもの意見の表明及び参加する機会の確保）</p> <p>第22条 区は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自分の意見を表明したり、社会に参加することができるよう、子どもの背景及び状況に配慮した、子どもの参加の機会を確保するものとします。</p> <p>2 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明に対し、その意見を大切に受け止め、子どもにとってより良い方法を一緒に考えるよう努めます。</p> <p>3 区、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設は、子どもの意見の表明及び社会への参加を促進するため、子どもがその大切さ及び方法について学び、並びに必要な情報を得ることができるよう努めます。</p>	<p>（広報及び啓発）</p> <p>第23条 区は、子どもの権利について、子ども、保護者、区民等及び育ち学ぶ施設に理解してもらうよう、広報及び啓発をします。</p> <p>2 区は、家庭、育ち学ぶ施設、地域社会等で、子どもが権利について学び、自分だけでなく自分以外の人の権利を大切にできるよう、必要な支援をします。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見表明フォーム（Webフォーム） <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット（小1～小5版、小6以上版、大人向け） ・子どもの権利の特集（11月20日イベント）
東京都中野区	中野区子どもの権利に関する条例	令和4年4月	<p>（子どもの意見等の表明および参加）</p> <p>第13条 区は、子どもが自分の意見等を表明し、参加する機会を確保するために必要な制度を設けるよう努めるものとします。</p> <p>2 区、区民、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等の表明と参加をうながすため、子どもがその意味や方法について学び、必要な情報を得ることができるよう努めるものとします。</p> <p>（子ども会議）</p> <p>第14条 区長は、子どもの意見等を求めるための会議（以下「子ども会議」といいます。）を開きます。</p> <p>2 区長は、子どもに関する区の計画その他区長が必要と認めることについて、子ども会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。</p> <p>3 区長は、子ども会議に多様な背景を持つ子どもの意見が反映されるよう努めるものとします。</p> <p>4 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。</p> <p>5 区長は、子ども会議への子どもの参加がうながされ、子ども会議が順調に運営されるよう必要な支援を行うものとします。</p> <p>6 子ども会議に参加する子どもは、第2項に規定することや自分が必要と認めることについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。</p> <p>7 前項の規定により提出された意見等について、区長は、これを尊重するよう努めるものとします。</p>	<p>（中野区子どもの権利の日）</p> <p>第8条 子ども権利についての区民の理解と関心を深めるため、中野区子どもの権利の日（以下「子どもの権利の日」といいます。）を設けます。</p> <p>2 子ども権利の日は、11月20日（国際連合総会において子どもの権利条約が採択された日）とします。</p> <p>3 区は、子どもの権利の日の目的にふさわしい事業を広く区民等の参加を求めて行うものとします。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども会議（ハイティーン会議） <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニュースレター「ボカコロだよ」 ・リーフレット（低学年用、高学年用、中学高校生用、一般用） ・子ども相談室「ボカコロ」カード ・マスコットキャラクター「だんごず」 ・子どもの権利に関する書籍や資料を常設展示（図書館）
静岡県富士市	富士市子どもの権利条例	令和4年4月	<p>（子どもの意見表明及び参加）</p> <p>第16条 市、施設関係者及び市民等は、子どもに関わる施策又は取組等について、子どもが意見等を表明し、又は参加する機会を設けるとともに、子どもの年齢、成長及び発達に応じて、子どもの意見等を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>2 市、保護者、施設関係者及び市民等は、子どもが主体的に活動できるよう支援に努めるものとします。</p>	<p>（子どもの権利の普及）</p> <p>第13条 市は、子どもの権利並びにこの条例の意義及び内容について周知し、その普及に努めるものとします。</p> <p>（富士市子どもの権利の日）</p> <p>第14条 市は、富士市子どもの権利の日を設け、その周知を図るとともに、必要な取組を行うものとします。</p> <p>2 前項の富士市子どもの権利の日は、11月20日とします。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット（中高生向け、大人向け） ・子ども権利の日 ・横断幕設置（11月に市役所前の歩道橋に） ・出前講座（大人向け、こども向け）
大阪府泉南市	泉南市子どもの権利に関する条例	平成24年10月	<p>（子どもの意見表明と参加）</p> <p>第4条 子どもは、家庭や子ども施設等さまざまな場面において、自分に何らかに関係することや自分が必要としていることについて、自己の権利として自分の意見を表明したり表現したりして、その社会の一員として積極的に参加することができます。</p> <p>2 市は、前項に基づいて、さまざまな場面で子どもの意見表明と参加が具体的に実現されるよう必要な施策を実施します。</p> <p>3 市民等は、子どもの意見表明と参加について、これを積極的に理解して尊重し、支援していくなかで、子どもの最善の利益を不断に実現していくよう努めます。</p> <p>（せんなん子ども会議）</p> <p>第5条 市は、前条に基づいて、せんなん子ども会議を設置します。</p> <p>2 せんなん子ども会議は、小学生、中学生、高校生その他の子どもにより構成します。</p> <p>3 せんなん子ども会議は、子どもにかかわる事項について、市に対して意見を表明することができます。</p> <p>4 市は、前項よりせんなん子ども会議が表明した意見について、これを尊重するよう努めるものとします。</p>	<p>（泉南市子どもの権利の日）</p> <p>第14条 市は、子どもの権利条約が国際連合総会で採択された11月20日を泉南市子どもの権利の日とします。</p> <p>2 市は、泉南市子どもの権利の日には、その意義を具現するための行事等を計画し、実施します。</p> <p>3 市民等は、前項の行事等に協力し、又は連携しつつ独自に行事等を工夫するなどして、第1項の意義を具現するよう努めます。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・せんなん子ども会議 ・子どもの権利条例市民モニター制度 <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泉南市子どもの権利の日 ・シリーズ子どもの権利（市広報誌の一部）
愛知県名古屋市	なごや子どもの権利条例	平成20年4月 (令和2年4月改正)	<p>（主体的に参加する権利）</p> <p>第7条 子どもは、自分たちにかかわることについて主体的に参加するため、一人一人の発達段階に応じ、次に掲げることを権利として保障されなければならない。</p> <p>(1) 意見を表明する機会が与えられること。</p> <p>(2) 自分たちの意見が尊重されること。</p> <p>(3) 意見を表明するために、必要な情報の提供その他必要な支援を受けられること。</p> <p>（子どもの参画の促進）</p> <p>第17条 市は、前3条に掲げる子どもに関する基本的な施策（以下「基本的施策」という。）を策定するに当たっては、子ども会議を開催するなど、子どもが主体的に参加し、及び意見を表明する機会を設けるとともに、子どもの意見を尊重するよう努めるものとする。</p>	<p>（広報）</p> <p>第19条の2 市は、子どもの権利について、市民の関心を高めるとともに、その普及を図るため、広報活動を行うものとする。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を作成（令和4年5月23日） ・なごやこどもアンケート ・なごちっフレズ（「なごや子どもの権利条例」を理解し、子どもの目線で名古屋の施策や課題に意見を言える子どもたちを育てるために、名古屋市が行う子どもが社会参画する事業の情報を集約し、子どもたちに提供している制度） <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット ・パンフレット（かんたん版、ティーン版、大人版） ・紹介動画
東京都北区	北区子どもの権利と幸せに関する条例	令和6年4月	<p>第9条 子どもは、自分の意見等を表明ことができ、それが尊重されます。</p> <p>2 子どもは、自分の意見等の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けません。</p> <p>3 区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設および団体は、その活動において子どもの意見等の反映または参加に努めるものとします。</p> <p>4 区、育ち学ぶ施設および団体は、自分でうまく意思を伝えられない子どもに対して、その意思をくみ取り、必要に応じて子どもの意見等を代弁するよう努めるものとします。</p> <p>5 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもの意見等を尊重するとともに、その意見等がどのように尊重されているかを子どもに分かりやすく説明するものとします。</p> <p>（子どもの意見等を求めるための会議）</p> <p>第10条 東京都北区長（以下「区長」といいます。）は、子どもの意見等を求めるための会議（以下この条において「会議」といいます。）を開くものとします。</p> <p>2 区長は、子どもに関する区の施策その他区長が必要と認めることについて、会議に参加する子どもの意見等を求めるものとします。</p> <p>3 会議は、参加する子どもの自主性と自発性を尊重して運営されるものとします。</p> <p>4 区長は、会議への子どもの参加がうながされ、会議が順調に運営されるよう、必要な情報を子どもに分かりやすい形で提供する等の支援を行うものとします。</p> <p>5 会議に参加する子どもは、第二項に規定することについて、その意見等をまとめ、区長に提出することができます。</p> <p>6 区長は、前項の規定により、提出された意見等について、これを尊重するよう努めるものとします。</p>	<p>（子どもの権利に関する普及啓発）</p> <p>第19条 区は、保護者および区民等に対して、子どもの権利について、周知し、または学習の機会を設ける等の取組により、普及啓発に努めるものとします。</p> <p>2 区、育ち学ぶ施設および団体は、子どもが子どもの権利を知り、および自分とほかの人の権利の大切さについて学ぶ機会が確保されるよう努めるものとします。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都北区子どもの意見等反映推進事業実施基準を制定（令和6年6月1日施行） <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハンドブック（大人向け、中高生向け、小学生高学年向け、小学生低学年向け、幼児向け）
東京都町田市	町田市子どもにやさしいまち条例	令和6年5月	<p>（参加する権利）</p> <p>第6条 子どもには、自分に関わることについて参加するために、主として次に掲げる権利が保障されなければなりません。</p> <p>(1) 自分の意見又は考え（以下「意見等」といいます。）を表明する機会が与えられ、意見等を表明することができること及びその意見等が尊重されること。</p> <p>(2) 自分に必要な知識及び情報を得ることができること。</p> <p>(3) 自分の意思で仲間をつくり、仲間と集い、及び仲間と活動すること。</p> <p>（意見表明及び参画の促進）</p> <p>第18条 市は、子どもに関わる市の施策について、子どもが意見等を表明し、市政に参画する機会を提供します。</p> <p>2 施設関係者は、施設の行事、運営等について、子どもが意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。</p> <p>3 地域住民は、地域活動について、子どもが地域の一員として意見等を表明し、参画する機会を提供するよう努めます。</p>	<p>（子どもの権利の普及）</p> <p>第13条 市は、子どもの権利に対する関心を高め、理解を深めるため、必要な広報・啓発活動を行います。</p> <p>2 市は、子どもの権利が市外においても広く保障されるよう、子どもの権利の保障について他の地方公共団体との連携及び協力を図ります。</p> <p>（子どもへの情報発信）</p> <p>第19条 市、施設関係者及び地域住民は、子どもの市政、地域活動その他の子どもに関わる活動（以下「市政等」といいます。）への参画を促進するため、子どもが市政等についての理解を深め、意見等を形成できるよう、必要な情報を子どもの視点に立ってわかりやすく発信します。</p>	<p>【参加・意見表明】</p> <p>【周知啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まちだこども条例」キャラクター ・リーフレット（大人向け、中高生向け、小学生向け） ・副読本 ・ガイドブック ・条例施行イベント【こどもフェスティバル「考えてみよう！子どもにやさしいまち」スタートアップイベント】